

第 2 2 号議案

足立区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 2 月 2 4 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
足立区職員の退職手当に関する条例(昭和 5 0 年足立区条例第 1 5 号)
の一部を次のように改正する。

第 2 2 条第 4 項中「行政不服審査法(昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号)第
1 4 条第 1 項又は第 4 5 条」を「行政不服審査法(平成 2 6 年法律第 6
8 号)第 1 8 条第 1 項本文」に改める。

付 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

行政不服審査法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この
条例案を提出いたします。